

2024年11月7日

高知県教育委員会  
教育長 長岡 幹泰 様

高知県教職員組合  
執行委員長 細木 公義  
高知県高等学校教職員組合  
執行委員長 谷内 康浩



### ハラスメント対応策に関する要望について

貴職におかれましては、高知の子どもたちが、その人権を尊重され、安心して、のびのびと学校生活を送ることができるよう、そしてそうした学校にするためには教職員も人権が尊重され、安心して働くことができる職場環境が必要であることから、その整備に向けてご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、高知県委員会は本年4月12日に「ハラスメント事案に対する対応検証と今後の対策及び教職員の不祥事の防止等について（通知）」を發出しました。そして、「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」「ハラスメントに係る相談を受けた際の対応の手順等」「ハラスメント対策ガイドブック（改訂版）」などの文書が合わせて発表されました。

それらの文書や学校におけるハラスメントの現状と課題、県教育委員会等の施策などについて下記の通り要望事項としてまとめました。

つきましては、教職員の人権、ひいては子どもの人権が守られる学校・職場を共に作りだしていくという立場で、話し合いの場を求めます。よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. ハラスメント対応を「不祥事防止対策」に位置づけることについて

ハラスメント対応を「不祥事防止対策」の一環として位置づけることは、お互いの人権を尊重し、職場環境を改善する中でハラスメント解消をしようとすることに對して、人事管理、とりわけ処分に偏ったとりくみであるかのような誤ったメッセージの発信になりかねません。ハラスメント対応は、人権の尊重を軸に位置付けるべきです。

#### 2. ハラスメント相談窓口の在り方について

相談窓口の現状に課題があることは、県教育委員会の実施するアンケート結果からも明らかです。相談員研修を受講した（管理職ではない）苦情相談員を配置すべきです。一定規模の職場・部署には男女複数名配置すべきです。また、外部相談窓口も拡充することで、複層的な窓口を設置すべきです。

#### 3. 「ハラスメントに係る相談を受けた際の対応の手順等」について

- ①懲戒処分のための手順であり、ハラスメントの解消に関する手順が示されていません。県教委の指示を受けて初めて対応が始まる流れになってはいますが、相談を知った段階での校長や相談員の果たすべき役割が示されるべきです。
- ②学校の苦情相談員の対応しか示されておらず、他の相談窓口（総括苦情相談員・外部相談員他）の対応についても明らかにすべきです。
- ③苦情相談者の範囲について明記するべきです。被害者以外にも、ハラスメント行為を見聞きした人、被害者から相談を受けた人、ハラスメントの指摘を受けた人等を示すべきです。
- ④「事実誤認であるという判断」がどの段階で行われるのか、またハラスメントの事実確認がなされた場合の被害者に対する配慮やハラスメントの事実確認がなされなかった場合の被害者に対する説明等の手順が示されるべきです。
- ⑤聞き取りに関して、聞き取り場所や時間等に関する配慮事項（プライバシーの配慮等）が明記されるべきです。
- ⑥事実確認は、関係者等からの聞き取りをもとに公正、客観的になされるべきです。加害者か

らの意見も公平に聞くべきですが、上司の指導が入った顛末書という形の聴取は歪みを生じます。また、見解が異なる部分についても、安易に認定を回避するのではなく、十分な聞き取り・調査に基づき公正な認定を行うべきです。

- ⑦労働施策総合推進法 30 条の 2Ⅱ項を踏まえ、相談を行ったこと又は相談への協力を理由として、不利益な取扱いをされない旨を明記すべきです。
- ⑧緊急に相談者を保護する必要がある場合の対応について示すべきです。

#### 4. ハラスメント相談の記録・報告の徹底および集約について

苦情相談員への相談は全て記録・報告されることとされていますが、相談員の勝手な解釈により、相談として扱われないケースがあるようです。苦情相談員に対する研修を徹底し、記録・報告を必ず残すべきです。

県教委は、各相談窓口に寄せられた相談全てを報告するよう求めながら、その集約を行っていません。事務局に寄せられた相談件数の統計すらないことは問題です。

ハラスメント解消に取り組む上で、相談事例を分析し、改善に役立てることは当然のことです。各事例の分析と共に必要な統計処理を行い、その結果を公表すべきです。

#### 5. 「外部有識者会議」について

「外部有識者会議」は、高知県の定める「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「原則として公開」とされるべきであり、議事録も公開すべきです。

#### 6. 新「第三者委員会」について

名ばかりであった「第三者委員会」が見直され、「県教育委員会や当該事案の関係者から独立した立場で」「調査により事実の認定等を実施する」新「第三者委員会」が設置されることになりました。県教委の行う「事実認定」に対する異議申し立て機関を求める声に応えてのことと思います。

新「第三者委員会」が実効ある異議申し立て機関として機能するよう、下記の点を求めます。

- ①県教委が行った「事実認定」については、直ちに当事者双方に、その根拠を含めて示すこと。
- ②当事者が「事実認定」に納得出来ない場合、新「第三者委員会」による審議を求める権利を保障すること。

#### 7. ハラスメントアンケートなどについて

- ①県立学校教職員に対するハラスメントアンケートについて、

- i アンケート結果が全教職員に届くよう、公表方法を見直すべきです。
- ii 管理職に対しては、研修等を通じて、アンケートに示された具体的事例の解消を求めるべきです。
- iii アンケート結果に基づく啓発資料を作成し、教職員に示すべきです。
- iv 回収率を高める回答方策を検討すべきです。

- ②市町村立学校でも、ハラスメントに関するアンケートや管理職評価がすみやかに実施されるよう具体的な支援を行うべきです。

#### 8. 管理職、事務局人事について

苦情相談員となっている副校長・教頭の多くが男性であり、またハラスメント対応を行う県教委事務局員の多数も男性です。こうした性別の偏りが、ハラスメント解消の障害になっています。管理職、事務局人事への女性の登用をこれまで以上に進めるべきです。

以上